

# 最新！税金お役立ち情報 平成26年3月号

## ～ 26年税制改正 「給与所得控除の見直し」 ～

さて、今回の税務ニュースは平成26年税制改正より見直しされた「給与所得控除」についてその内容をご紹介します。また、26年改正ではありませんが、本年4月1日より適用される「印紙税の変更点」の内容を記載いたしますので、ご確認ください。

### 給与所得控除の見直し

給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて一定の割合で算出されますが、現行の所得税法では1,500万円を超える給与収入については、一律に245万円を給与所得控除額として計算されます。

今回の改正では、この給与所得控除の上限額を下記のように見直されました。

	現行(～H27年分)	H28年分の所得税(注1)	H29年分～の所得税(注2)
上限額適用給与収入	1,500万円超	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除上限額	245万円	230万円	220万円

(注1) 個人住民税については、平成29年度分について適用されます。

(注2) 個人住民税については、平成30年度分から適用されます。

上記表のとおり、給与所得控除の上限が引き下げられるとともにその上限が適用される給与収入も引き下げられているため給与収入が多い方は税負担が増えることとなります。

### 印紙税法の一部改正について (主な変更点)

平成24年の「所得税法等の一部を改正する法律」によって、印紙税法および租税特別措置法の一部が改正され、本年平成26年4月1日より以下の変更点が適用されていきます。

#### 「金銭または有価証券の受取書」(領収書など)に係る印紙税額の特例の拡大

現在、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

#### 「不動産契約書」や「建設工事請負契約書」の印紙税額の軽減措置の延長と拡充

契約金額		税率 (H26年3月31日まで)	軽減後の税率 (H26年4月1日～H30年3月31日)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円
500万円超 1千万円以下		1万円	5千円
1千万円超 5千万円以下		1万5千円	1万円
5千万円超 1億円以下		4万5千円	3万円
1億円超 5億円以下		8万円	6万円
5億円超 10億円以下		18万円	16万円
10億円超 50億円以下		36万円	32万円
50億円超		54万円	48万円

疑問・質問等ありましたら、野本会計事務所 [nomoto@yb3.so-net.ne.jp](mailto:nomoto@yb3.so-net.ne.jp) まで

ホームページもご覧ください。

野本会計 名古屋

で検索